



発行所
友愛青年同志会
東京都文京区春日7610
電話 大塚(34)2801
編集兼発行人 斎藤守正
定価 1部10円

入会申込は直接本
部までハガキで一
部下さい
報下さい
東京文京区春日七二〇
友愛青年同志会

われわれは 平和を欲する

世界の良心は健在 大国の横暴を許さず

ハンガリーにおける連日エジプトに対する英・仏の武力介入が世界を騒がせている。世界は、大戦後の平和と繁栄を築き上げたが、英・仏の横暴が世界を再び不安に陥れようとしている。この数日、大英の武力主義が、みだりに世界に波及されつつある。平和の理想は、英・仏の武力主義によって、再び失われつつある。平和の理想は、英・仏の武力主義によって、再び失われつつある。平和の理想は、英・仏の武力主義によって、再び失われつつある。

説 論

国際世論を尊重せよ

(一)
世界が世紀進歩した
かみえ、エジプト・ハン
ガリーに、英・仏の横暴が
世界を再び不安に陥れよう
としている。この数日、大英
の武力主義が、みだりに世
界に波及されつつある。平和
の理想は、英・仏の武力主
義によって、再び失われつつ
ある。

(二)
このように英・仏の横暴が、
世界を再び不安に陥れよう
としている。この数日、大英
の武力主義が、みだりに世
界に波及されつつある。平和
の理想は、英・仏の武力主
義によって、再び失われつつ
ある。

英・仏・ソを非難

本会では、今回の英・仏・ソ三國の武力行使に対し、遺憾を表明するため十一月六日、常任幹事会(現在常任幹事中半数が出席中)のため在京の常任幹事を招き、討論の結果、次の事務局長談話を発表した。

「渡辺事務局長談話」
「英・仏・ソ三國の武力行使は、世界の良心を驚かすものである。世界は、英・仏・ソ三國の武力行使に、遺憾を表明する。世界は、英・仏・ソ三國の武力行使に、遺憾を表明する。世界は、英・仏・ソ三國の武力行使に、遺憾を表明する。」

東西への窓を開く

友愛外交路線を堅持せよ

日ソ交渉は、靖国問題が中心となり、急激な進展を遂げつつある。この進展は、日ソ関係の改善に大きく貢献している。日ソ関係の改善は、日ソ交渉の進展に大きく貢献している。日ソ関係の改善は、日ソ交渉の進展に大きく貢献している。

支援体制強化

沖繩連総会

沖繩連総会(沖繩連合会)は、十一月十日、東京で開催された。この総会では、支援体制の強化が主要議題として取り上げられた。支援体制の強化は、支援体制の強化に大きく貢献している。支援体制の強化は、支援体制の強化に大きく貢献している。

映画法

制定が

大蔵省は、十一月十日、映画法の制定を発表した。この法律は、映画の制作・配給・上映に関する事項を定める。映画の制作・配給・上映に関する事項を定める。映画の制作・配給・上映に関する事項を定める。

第六回幹事会開催

十一月二十五日東京で

第六回幹事会(友愛青年同志会)は、十一月二十五日、東京で開催された。この幹事会では、支援体制の強化が主要議題として取り上げられた。支援体制の強化は、支援体制の強化に大きく貢献している。支援体制の強化は、支援体制の強化に大きく貢献している。

ホ stel 協議会

管理者

ホ stel 協議会(ホ stel 協議会)は、十一月十日、東京で開催された。この協議会では、支援体制の強化が主要議題として取り上げられた。支援体制の強化は、支援体制の強化に大きく貢献している。支援体制の強化は、支援体制の強化に大きく貢献している。

憲法問題の焦点

(その16)

黙示的な限界？

不變の効力規定でない三原理

の意思によつて正されることは
法理上許されるけれどもその
法則にそれ以外の条が、現行憲
法が大きく且つ強く結びついて
ゐるからといつて、その改正可能と
される諸點と差別されるべきであ
るの根拠はない。蓋法は法であ
り、法はつちの社会規範であつて
化学的なものである。かく正間
理は、流転する法的事象を如何
に法的に正しようか、つまり
事象を正しても、それを法で
認めるとか、といふことにな
る。こゝで要請されるのは、
「合法的」「意識的」「平理的
に」といふことである。かま

自然法の色彩

濃い新憲法

濃い新憲法

さういふものがある。しかし、社会的必要の基礎は社会的事実であり、それは法律において承認され、実定法の規定となつてゐる。

さうに二回政教・徳教授・編輯一義・職掌放棄、其末の人定不可可能なる事項の改訂不可能な授・関口泰民をば、國民主權主・國す条項の改訂不可能な

中東の「十日戦争」

求であり、法治国家の原理であり、法社会の要請事項であつても法規

十一月七日、國連總會緊急會議
英仏が停戦を證した日の翌日
日中東の三國協力の四國協
の休戦境界線への撤退
項目からなる——に基き停

義、法廷と云ふのは、抑々
つと、又のなる法的對策を
するは、如何なる法的對策を
もつてそれが、法規定によ
つて、憲法規定に據てこそ、憲
法規定たることとなれば、それは
法的事實たるや、單なる社會
的事實ではなほ。しかし、かう
なる事實は、法の配する事實
であり、法配は法の配する事
實であり、社會的事實や社會時
空は、流れる水の如であつて、変
化して止まらずにこそ實をとな
ものである、法的事実も又、流転
變化する性質を持つてゐる、社
會は進歩発展は、ひたひ法の規定

察事、錯誤、これを正すの目的に派
生する、この點を、今日と戦
つてを決定した。かくて、突
如にニール・エルのエント戦
に臨んで中東の十日後、人
は、ようやく國際連合による平和
の解決への明るい見地が持たれ
る。ところが、オリー・の雄偉地獄
を踏んで國連とオリー・の雄偉に
加盟國の國が立ちあつた。こ
の二ユーの國連本は、この
十國の國・世界を活動した
このの助の決断のたつて迅速な
行動をなせてくれたのである。し
かし、これは困難、まず解決した
たわけではない。動亂が終つて後
に開かれた安理會では英仏の

突如と行を監視したため國連
を設ける、といふものがある
編成に當つては爭事動亂の
依、イスラエル、エジプ
國は除外する。そして、
一軍隊に於て、ナイ半
エスに於て、紛争を
治安の回復に當つたとす
あつた。この決案は、
反對なし、緊縮、二（英、
イスラエル、エジプ、
々々の）庄園多數を有する
決めた。この國連密約は、
具體的の圖は、ハミ
連事務局長の手で起草
となつた。この力なき

期待は政治的解決に

中近東の紛争と国連警察軍

北川登

(二) 憲法改正の手続
(三) 憲法改正の限界

第三章 戦争放棄の諸問題

「總會」の議決がようやく「憲法」これ以上軍事介入しないのがかりを英仏に与える含たのであろう。それはと

（二）憲法第九條の憲法的解釈

協力なしには事實上不可能なのである。そこで今回の動乱によって直ちにバーンズ閣連バレー

(二) 憲兵第9旅の臨臨的的
批判

(三) 自衛武裝と國際警察軍

ら、國連警察軍についてのいろいろの國の將校を指揮官とする國連警察軍を組織せざるは問題を中心としてみた

國連警察軍を組織せざるは問題を中心としてみた

附(一)新憲法無功論と明治憲法復原論

(三) 参事又第一編
各回憲法の改正状況
一
國道警察の設けが最初、提案されたのは、十一月四日閣議總會の決議がなされたのは、
二
國道警察創設について

の提案はカナダ代表によってなされた。この提議は、国連総会第四回緊急会議で採択された。

及び此に反する一切憲法、法令
 及び勅詔を撤する（前次文）一
 段とか「水にこれを放流す
 る（憲法第十九条第二項とか
 「水の權利（憲法第十一條、
 第十九条）という字は、文面
 上から求めざるにすぎない。正
 からの禁止規定」と改正の理
 法の正統と異なり、改正は憲
 法の柱石と異なり、改正は憲
 法に於けるものといふのである
 しかるが、これら文意は、
 国民の権や水が平、あるいは結
 束の権限を論議するための
 國民論理的な必要文意とすべき
 ものである。水が不安の絶
 對性規定に「効力規定ではない
 のである。生流航にすぎない
 法のの界において、水が不安の
 對親といふようなのは、はずす

られたい。當時の國民の作
 た憲法が當時の國が、如何
 なるの必要に起つて、これを
 更きなうといふことは不当で
 なく、（憲法も内容上の善
 しと異なりかけているは解
 しいが）なら、だからとい
 て、基本法の尊重、水が長期
 主の規定が、改正の「當然
 に於ける」は、政治的の能
 であつて、如何なる親の制
 なるものであるか、と、その
 よに結論することはきない
 う思われる。後に述べる國民
 權を主張して、純に法的の
 界を主張するといふことも、何
 らか點の異はあつたが、何
 えとせば、であつた。昔、
 憲法的な親を求め、また人
 の理は、生流航による親の

[illegible]

限界をなす国民主権

しかかならず斯る規定を自然法
の宣明規定でることばの文
言が絶つて通ぬるは國民偏の意
願であるにせよ、ことに何
うが國民道徳に照る國境を
想定せしめるのである。わが憲法
がその改正については、第九十
六条にその手續を定めのみ
特改正案の明示的規定を
定めないのは、法とのキャ
ラクターを合符的に調整する
考慮せしめると解するにつ
つて、基本人權の尊重、永
久不變の對性
利主義も、永久不變の對性

[illegible]

である。この「エント」へ派遣する国際警察軍の創設に関する決議案は、アルゼンチン、ビルマ、セシロン、パナマ、エジプト、エルサレム、スエデン等七ヶ国による共同提案であると、實に、四反対、賛成十二票で通過した。これは、東部十二エジプト、イラエルを含むヨーロッパを一つにして、直ちに派遣することを決議した。この決議は、既に、警察司令官が軍の大きな構成員、総司令部及び主任として、ワシントンで事務局長と協議すべきことを要し、また

期待は政
中近東の

では元來の國際警察軍の任務である「エジプト以外の部隊がエズラ・プロットから撤退した後の秩序維持」や、その「スエズ運河の開行」「船舶」の安全を確保することの要される。以上は、今回の動向によつて創設された國際警察軍の存在の終極目的であるが、生れる警察は一団体とならずともものなかつた。事だの時、國連軍と云ふもののない間に、國連憲章に基づく軍事行動法規範（第五十一條）に基いて、國連軍と國連警察兵との混同を避けるべきこととを要する。

はなんんものかのが問題となる。國連警察軍と國連軍別個事業の場合は「國連軍」として上と下がある。今、今回は、「國連警察」として扱われる。この相違は、いかにわづか。國連軍と國連警察の組織の方法で全然異なる。一方は、國連憲章第七條「平和の維持」に對する關係、平和の際及び平和の回復に關する行動といふ見地に於いてゐる。これによつて、國際紛争解決のためには、必要とされれば國は軍事的強制行動が行

るのである。この行跡は、國連軍に
開戦の事、海軍又は陸軍である
するが、封鎖その他他行動を容
むことができない(憲法四二条)
を要する安全保障理事会の決定
を待たず安否保障理事会の決定
は、十一ヶ國及び七ヶ國賛成投票
の中に、常任理事國五ヶ國の
すべてが含まれてゐることを必要
とする(第七十三期)とあるが
しかる強固措置に関する理事會の
決定では、理論上非平等當事國
があつても、表決が國外からの
影響(七十五期)但書の方反對解

國連軍は存在しない。朝鮮戦況の
時は、安保理會は任意理事國等
たる連立席を占め、國際連合會
の地域的力をも掌握し、かつ
この武力による國際の平和及び
安全回復するため必要と思ふ限
り援助を被保護國民に提供する
ものとするという決議を採択し
て、自衛的に東進に出した。
この取扱は、憲章第四二條の
「安否保障理事会は、平和に對し
る脅威、平和の破綻若しくは長
続行を防止し、且つ、國際の

北

紛争と国連警察軍

政治的解決に

恐といふのであるから、常任理
事國を衆多に對立してゐる今日
しかもその英・仏の國が此等
事項を今回のような場合に、
この第四二至三の國連軍の訓
行動を決議せられるとしたら
不可得である。もつとも、國連
自身は軍隊を持たないの理事長
を加團するとは加盟國群の間に
「特種協定」を結んで、兵力を提
供する(第四四條)。これがい
うところの國連軍であるが、こ
の四三の特別規定は今日に至る
まで一度も、この國連軍に適用
されてゐない。従つて、現実には

一九〇一年六月七日の決議によ
うなもので、今回の國連軍は
一九〇一年十月三日、議會堂で
に關する「平和のための統一決
議案」提出された決議文に於

節、國策は常任理事国の一致によつて國際の平和と安全が保障すべきに對合、總論には、兵力の使用を含む經濟的補助を勧告するものが規定されている。従つて、この勸告決議は活きてゐた。こゝの國運軍とは、前回の國運軍が「國策」も行動も米國に一任されてゐる點に對し、すべて總論が掌握してゐる點に於いて決定的に異つてゐる。

更に、こゝの國運軍が「秩序の維持、スエズ運河の開闢、航行の自由無礙」を目ざしてゐる。

登

わが國連に對する努力のみならず、同時に他の諸國にも對し、前回は「北緯」の武力攻撃を撃退した。威厳戰爭の性質をもつ軍事目標を持つてゐたそれが大きな相異である。それは、國連で回の國運軍を緊急國際部隊と呼び、一般に「國運軍」といふ呼稱と呼ばれてゐることもうかがふことができる。

戦争と國際警察行為

國運軍は以上の如き進歩に於ける第四乃至第五條附屬第一單元の軍事行動の助言、あるいは總會による軍事行動の助言（一）のために必要と決意、そのための準備として、過渡期を経ての五國の共同行動（二）を、臨時に取捨行動（三）を通じて實現する行動（四）第三條、五條一項各、集約的權の発動して軍事行動（五）を遂行することを認めてゐる。けれどもそれは、過渡期以後の變革運動であり、中東運河、東西運輸上、動亂が頻発するので、却つて世界大戦回避へなども繋がる。米國の中立立場の堅持から國運警察事の設備も順調に行かれたとする。この最後提議されるのは、今回の國運警察事のことかもしれない。軍事行動をもめると共に、軍事行動を命令することにした。國運の決断に於ける「戦争」は、戦争ではなく、か實質的には實際の行使までも開行されて戦争の形をとらない。それは「戦争」ではない。「國際警察行為」なのか？ポンペイという字は「國際憲原則の」とは、國際社会は存続しなければならない。今日、戦争は開成をなすべし。これは「戦争」ではなく、戦争は戦争である。これらが故田三郎博士は、「國運警察行為」は戦争ではない。

平和に終る。果して然らずとも、たとへば他國の國連盟を念としと努力しつゝいられるが、國連警暴軍の部として軍事力を持つては、國際警察力を持つてゐるから、又その力を保持するのではなく、又その力の行使も「強硬派」を行使するのである。従つて現行日本國憲法ではよくある、國際聯盟行動法第百三條に違反する行為ではないといふ點を如何にか、中東まきといふのは動かし、はしないものが國とつゞけ外交政策や経済問題に關心を持つのみでなく、憲法の問題、再軍備の問題も國連を持てるのである。しかし、これらの國連はいれ別一様な國連の無意味でなく、むしろ國連であるから、こゝでは單に問題を提起するにとりおいておく。

國連警察軍参加国

今回、國連警察軍を廣げる國々とは次の通りであるが、令官はオランダのレーン少將があたり、兵力は約五、六名になる。

デマーク（二六） ノルウェー（二七） カナダ（二八）
コロロン、フィンランド、インドネシア、

それから、そのほかブラジル、スペイン、ユーグ・スラヴィヤ等も参加を表明しているが、今回はあらず。前記七ヶ國で構成することになつた。

同志会文化部